

## 第 57 回 総会質問

### 【報告第 2 号 令和 3 年度事業報告について】

#### 1 総会運営について

○コロナ禍で 3 年間異例づくめの総会が開かれているが、総会が形式的なものとなり、一般の会員の意見を聞く機会が無くなっているのではないか。

○コロナで人数制限があるが、一般で参加したい人を何らかの形で参加させるべきだと思うがどうか。

○役員も現場の意見を生で聞くべきだと思うがどうか。

→5 月 23 日に「新型コロナウイルス感染症対策本部」が開催され、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、マスク着用の緩和など、急速に国の方針が変更されてきましたが、シルバー人材センターが高齢者の団体であることから、国や県の方針を踏まえ慎重に新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めてまいりました。

そのため、令和 2 年の総会以来、出席者を限定し総会を開催してきましたが、会員の皆様からいただいた質問に対する回答をホームページに掲載するなど情報公開に努めてまいりました。また、会員の皆様からのご意見等は、職群班ごとの世話人会を開催し、現場の意見を届けていただき、委員会を通じて役員に届くようになっています。意見箱を設置したこともありますが、あまり活用されなかった経緯もありますので、皆様からのご意見がいただきやすい環境整備を進めていきたいと考えています。

#### 2 地区委員の選任方法について

○地区委員の選任方法はどのようなものか。

→地区委員は、地域で推薦をいただき選出しております。ただ、立候補などがなく、推薦がない地区については、事務局から就任の打診をさせていただいている場合もあります。多くの方に立候補いただきたいと考えております。

#### 3 総会が不成立になる場合の対応について

○委任状が集まらず、総会が不成立となることは考えているのか。

→シルバー人材センター定款第 17 条第 1 項には、「総会の議決は、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席し、出席した当該正会員等の議決権の過半数をもって行う。」とあり、総正会員等の議決権の過半数を有する正会員等が出席しない場合は、議決が無効と

なることから、過半数の出席（委任状を含む）が無い場合は、日にちを改めて総会を開催することとなります。

### **【報告第 4 号収支予算】**

○人力除草、剪定作業等季節的にハードな作業について 7 月から 9 月の間は配分金を加算するなどすべきだと思うがどうか。

→基準の配分金単価については、業務就業開拓委員会において議論されて理事会の承認を得て決定されます。なお、基準の配分金単価はあくまでも目安であり、実際の配分金については、見積もりに基づき依頼者との合意によって決定されるものです。

### **【議案第 2 号乃至議案第 16 号 役員改選】**

○理事候補の選任過程を明らかにするべきだと思うがどうか。

→理事候補者については、理事・監事選考委員会で協議され、第 1 回理事会の承認を得て提案されたものです。なお、理事・監事選考委員は、代表理事、常務理事及び会員代表の地区委員により構成されております。